

伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館指定管理者業務仕様書

伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法については、募集要項に定めるほか、本仕様書による。

1 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館を管理運営するに当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 個人情報の保護を徹底すること。
- (2) 利用者にとってより利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的な運営を行うこと。
- (4) 適正な管理運営に努め、管理運営費の削減に努めること。
- (5) 昨今のエネルギー価格の高騰を踏まえ、光熱水費の削減に努めること。
- (6) 利用者に対する事業の多様性の向上を目指すこと。
- (7) 法令等の改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

2 業務の内容

(1) 業務内容

ア 募集要項Ⅱ－１－(2)に示す業務

イ 児童館の設置がない地域においても、その普及啓発活動に努めること。

ウ その他市長が必要と認める業務

(2) 職員の雇用等については、次によること。

ア 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。

イ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 適正な運営のため、施設及び設備に関する保守管理を行うこと。

イ 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたきの施設及び設備の維持管理については、以下のとおり行うものとする。

(ア) 保守点検業務

- ・ 自家用電気工作物保守点検
- ・ エレベーター保守点検
- ・ 非常放送設備保守点検
- ・ 消防用設備等保守点検
- ・ 冷暖房設備保守点検
- ・ 自動ドア保守点検
- ・ 建築設備定期調査

(イ) 夜間及び休館日の警備

指定管理者の退館後及び休館日の警備については、警備会社に委託して行う。

(ウ) 清掃業務

清掃については、日常清掃は指定管理者の責任で行い、定期清掃のみを清掃業者に委託して行う。

ウ 児童福祉施設の施設及び設備の維持管理については、以下のとおり行うものとする。

(ア) 伊東市中央児童館

はばたき指定管理者の委託した専門業者による。ただし、遊具保守点検については、専門業者に委託し管理するものとする。

(イ) 伊東市玖須美児童館

消防用設備等保守点検業務及び遊具保守点検については、専門業者に委託し管理するものとする。

(4) 感染症対策等

指定管理者は利用者において、感染症の発生や疑いのある場合は、必要に応じて伊東市、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

なお、感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、伊東市と協議の上、決定すること。

(5) その他

- ・緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- ・個人情報保護の体制をとり、職員に周知、徹底を図ること。
- ・利用者の意見等を施設の運営に取り入れるため、利用者に対し満足度調査を実施するとともに、その結果と改善状況を報告すること。

3 経費

指定管理料は、下表に記載の各業務における各年度の額を上限とする。

(単位：千円)

年度	業務区分	金額
令和8年度	ア 児童福祉施設	16,501
	イ 身体障害者福祉施設	42,890
	ウ 共通業務	21,329
	計	80,720
令和9年度	ア 児童福祉施設	16,938
	イ 身体障害者福祉施設	44,180
	ウ 共通業務	21,552
	計	82,670
令和10年度	ア 児童福祉施設	17,388

	イ 身体障害者福祉施設	45, 475
	ウ 共通業務	21, 782
	計	84, 645
令和11年度	ア 児童福祉施設	17, 852
	イ 身体障害者福祉施設	46, 897
	ウ 共通業務	22, 019
	計	86, 768
令和12年度	ア 児童福祉施設	18, 330
	イ 身体障害者福祉施設	48, 327
	ウ 共通業務	22, 263
	計	88, 920

4 備品物品等

備品の購入及びその負担の詳細については、指定管理者と市で事前に協議を行います。ただし、指定管理料の範囲内で購入可能な場合は、この限りではない。また、指定期間の終了に際し、備品の扱いについては、市又は市が指定する者に引き継ぐこと。

5 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と誠意をもって協議し決定する。

6 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、施設や利用者によって異なるサービスをしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、事前に協議すること。
- (3) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に基づき業務を実施すること。